

社会福祉法人 寧楽ゆいの会 虐待防止指針

第 1 条(目的)

本指針は、障害者虐待の防止、障害者の擁護、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。社会福祉法人寧楽ゆいの会（以下「当法人」という）が運営する障害福祉サービス事業所（以下「当事業所」という）において、利用者の人権の尊重および擁護を図り、利用者が安心して尊厳のある生活を営むことができるよう、虐待の防止、早期発見、迅速かつ適切な対応のための体制を構築する。

第 2 条(虐待防止に関する基本的考え方)

1. 当法人の従業者（以下「職員」という）は、利用者に対し、いかなる理由があっても虐待を行ってはならない。
2. 本指針において対象とする虐待は、以下の 5 つの類型とする。
 - 身体的虐待:**利用者の身体に暴行を加えること、または正当な理由なく身体を拘束すること。
 - 性的虐待:**利用者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。
 - 心理的虐待:**利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応、その他精神的苦痛を与える言動を行なうこと。
 - 放棄・放置(ネグレクト):**利用者を放置し、養護を著しく怠ること。
 - 経済的虐待:**利用者の財産を不当に処分すること、または不当に財産上の利益を得ること。

第3条(虐待防止委員会の設置・運営)

当法人における虐待防止および身体拘束の適正化を推進するため、定期的に「虐待防止・身体拘束適正化委員会」（以下「委員会」という）を設置する。なお、委員会の組織、構成員、および運営に関する必要な事項は、別に定める「寧楽ゆいの会虐待防止・身体拘束適正化委員会設置要綱」によるものとする。

第4条(組織体制と担当者の配置)

当法人における虐待防止の責任者および窓口として、以下の担当者を配置する。

虐待防止責任者:理事長

役割:虐待防止の取り組みを統括し、発生時の体制を指揮する。

虐待防止担当者:職員理事 1 名

役割:委員会を運営し、職員への指導や相談の一次対応を行なう。

苦情解決・虐待相談窓口:職員理事 1 名・事業所責任者 1 名

第5条（職員研修に関する方針）

全職員を対象とした、障害者虐待防止および権利擁護に関する定期研修を年1回実施する。

2. 新規採用職員に対しては、採用時オリエンテーションもしくは新任者研修において虐待防止に関する導入研修を実施する。
3. 研修の実施にあたっては、その内容、出席者、資料等を記録し、これを適切に保存する。

第6条（報告・通報義務と手続き）

職員は、利用者に対する虐待を発見した場合、または虐待が疑われる兆候を察知した場合は、速やかに虐待防止担当者または管理者に報告しなければならない。

2. 管理者は、虐待の報告を受けた場合、または虐待の事実があると認めた場合は、速やかに市町村および関係機関へ通報しなければならない。
3. 虐待の報告または通報を行なった職員に対して、これを理由とする不利益な取り扱い（解雇、配置転換、嫌がらせ等）を行なってはならない。

第7条（発生時の対応・再発防止）

虐待が発生した場合、当該事業所は直ちに被害を受けた利用者の安全および健康を確保し、必要な福祉的支援を最優先で実施する。

2. 委員会を中心に速やかに事実関係の調査を行い、原因を徹底的に分析する。
3. 調査結果に基づき、具体的な再発防止策を策定し、全職員に周知徹底を図るとともに、市町村等の指示に従って改善状況を報告する。

第8条（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

当法人は、虐待防止及び早期発見のため、利用者および家族等からの苦情や相談に適切に対応する窓口を設置する。

2. 苦情解決の手続き、苦情解決責任者及び担当者の配置、第三者委員会の設置等に関する必要な事項は、別に定める「苦情解決窓口設置要綱」によるものとする。

第9条（成年後見制度の利用支援に関する事項）

当法人は、利用者の権利擁護および虐待防止の観点から、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない利用者に対し、成年後見制度を適切に利用できるよう支援を行なう。

2. 利用者または家族から成年後見制度の利用に関する相談があった場合は、必要な情報提供や助言を行なうとともに、地域包括支援センター、社会福祉協議会、または市町村等の関係機関と連携して手続きを支援する。
3. 身寄りが無い等により、利用者本人の利益保護のために必要と認められる場合は、市町村長による後見等開始の申立て(市町村長申立て)を市町村へ要請する等の適切な措置を講じる。

第 10 条（指針の閲覧と情報公開）

1. 本指針は、利用者の家族や職員がいつでも自由に閲覧できるよう、各事業所内の見やすい場所に掲示する。
2. 当法人のホームページ等において本指針を公表し、広く外部に公開するものとする。

附則

本指針は、2022 年 4 月 1 日より施行する。